

報告第十二号

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について  
右を報告する。

平成二十二年十月八日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減について左記のとおり専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

記

- 一 件名及び契約名 平成二十一年第三回杉並区議会定例会において議案第五十七号  
により議決を得た「高円寺駅前広場整備工事（二期）」
- 二 金額の変更 議決を得た契約金額 金一億九千三百九万五千円  
変更後の契約金額 金一億九千八百十二万三百円  
契約金額の増額 金五百二万五千三百円増

三 変更理由

工事着手後、町会及び商店会からの要望等により、広場内の樹木に対する照明設備の設置や重量車両に対応するためのブロッツク舗装の強化等を行う必要が生じたため。

四 専決処分年月日

平成二十二年九月二十二日